

五木地域共同施業団地からの間伐材出荷に向けての経緯について

時系列整理表

月 日	内 容
7月6日	令和4年度第1回WGで球磨地域振興局北村主幹より非公共間伐補助事業の説明を受ける。 要件：①需給者間の協定締結の必要 ②宮崎県体質強化計画フロー図への掲載の必要 ③9月末までに「事業計画概要書」を熊本県に提出する必要
7月25日	熊南署川口森林技術指導官が宮崎県より「木材安定取引協定書」案の提供を受ける。
8月5日	南栄会議室で南栄、日木、川口指導官(web)、一重課長(web)、コーディネーターで打ち合わせ。 この際、7月6日のWGで間伐材出荷の要件とされた ①受給者間の協定書案（南栄、木脇産業、都城プレカットの3者協定） ②現行の宮崎県体質強化計画 ③事業計画概要書案 を提示。 南栄からは間伐材出荷の可能性は低いとのことであった。 日木からは原木取引には南栄と木脇産業との間に日木が入るので3者でなく、4者の協定とすべきではないかとの意見があった。
8月9日	五木村森林組合で中野参事とコーディネーターで打ち合わせ 使用資料は8月5日の南栄での打ち合わせと同様（協定書は4者案）。
8月10日	宮崎県みやざきスギ活用推進室へ4者協定とすることと、協定数量に主伐材を含むことについて照会。 4者協定については了解。協定書に主伐材を計上することは可との回答。
8月17日	球磨地域振興局よりコーディネーターへ「令和5年度造林間伐事業の非公共事業の実施予定計画書の作成依頼文書」の資料一式の参考送付。（提出期限は9月20日）
8月17日	球磨地域振興局へ ①五木村森林組合から出荷された材を日木が買い取り、木脇産業へ転売する形で補助対象となるか。②協定数量に主伐材を含むことについて照会。 ①については、補助対象となるが、事業実施後供給量調査が行われる。②については可との回答。
8月17日	球磨地域振興局へ ・南栄が間伐材を出荷せずに協定締結や体質強化計画に掲載されることは問題ないか照会。 振興局より、「問題ない。間伐等の事業の補助対象となるには協定締結や体質強化計画に記載された事業体による実施または事業体への搬出が条件となっているのであって、協

月 日	内 容
	定締結＝必ずしも間伐を実施しなければならないということではない。」との回答。
8月29日	木脇産業山下専務へ協定書案の送付。
8月30日	球磨地域振興局より熊本県本庁へ宮崎県の体質強化計画への記載を熊本県へ出すタイミングについて伺っていただいたところ、「間伐の補助金申請時で良い。」とのことであったため、当面主伐の出荷を考えている旨話したところ。「協定締結は自由であるが、補助金を使わないのに体質強化計画に載せる必要があるのか。」との疑問を呈される。
8月31日	南栄、五木村森林組合へ令和5年度の非公共間伐補助事業による間伐材の木脇産業への出材の可能性について確認。 <ul style="list-style-type: none"> ・南栄：現在は公共での間伐を実施。非公共での間伐の実施の可能性が無いとは言えないが、当面はない。 ・五木村森林組合：木脇産業へは今後も主伐材（買取材）を出荷していく。
9月5日	協定の締結、宮崎県の体質強化計画への掲載については、当面見合わせる事として関係者へ連絡。
11月8日	協定出荷関係者（住友林業、九州横井林業、日本製紙木材、南栄、局、署、日林協）打ち合わせ。間伐材協調出荷へ向けた対応経緯説明、今後に向けて、協調出荷や中間土場設置のメリット、デメリット、出材量や出材場所の把握の必要性等について意見交換。
12月20日	令和4年度第2回WG開催 間伐材協調出荷へ向けた対応経緯等説明。

間伐材(非公共事業による)の木脇産業への協調出荷へ向けた手続き等について

(令和4年7月6日 WGでの熊本県の説明等から。)

* 文中、熊本県：球磨地域振興局林務課 宮崎県：みやざきスギ活用推進室

① 間伐材の需要者(木脇産業)と供給者の間で安定協定締結の必要。

熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領(以下「実施要領」という。)の「間伐生産」の採択基準で「(9)協定等により、体質強化計画に記載された木材加工流通施設への原木の安定供給が可能であるもの(木材市場等を経由する場合を含む)」とされていることから、間伐材の需要者(木脇産業)と供給者の間で安定協定締結が必要となる。

→ WG後に宮崎県にお聞きした際の説明では、「宮崎県の体質強化計画の”中核施設”に位置付けられている都城地区プレカット事業協同組合(木脇産業ループの一つ)と木脇産業(中核施設には位置付けられていないが、木材加工施設としては掲上されている。)と出荷者(五木団地)の間で三者協定を締結する必要がある(のちに日木を入れた4者協定となる。)」とのことであった。以下示された留意点等。

- ・ 出荷者(甲)は五木森林組合と日本製紙木材(南栄)の共同体ではなく、それぞれ別に協定を締結することが望ましい。
- ・ (宮崎県に作成いただいた)協定書案では五木からの原木を加工して生産された製品の供給先は都城地区プレカット事業協同組合へ限定されることとなっているが、木脇産業に入ってくる丸太に色がついているわけではないので厳密に考える必要はないと思われる。
- ・ 会計検査の指摘もあり、協定書に書かれた数量が大きく落ち込むようなことは避ける必要。かといって、極端に少ない数字を挙げておくのも適切でない。

② 宮崎県の「体質強化計画」に出荷者を掲載するために宮崎県に依頼する必要。

→ 宮崎県の説明では、大分、宮崎、熊本の3県は連携して林業・木材産業の振興の取り組みを進めていることから、出荷者(事業実施主体、以下同じ)から熊本県へ、宮崎県の体質強化計画への掲載を依頼し、それを受けた熊本県から宮崎県へ掲載を依頼するという形がよいとのことであった。(その旨、熊本県へ連絡済み)

③ 9月末までに「事業計画概要書」を広域本部地域振興局長経由で知事に提出する必要。

→ 熊本県の説明では、出荷者毎(日本製紙木材(株)及び五木村森林組合)に事業実施計画概要書(実施要領 別記第1号様式)を作成し、別表2に掲げる資料(事業実施総括表(実施要領 別記第2号様式))を添付のうえ、9月末日までに広域本部地域振興局長(以下「局長」という。)経由で知事に提出する必要がある。

④ 事業実施計画の承認申請の必要。

→ 出荷者は実施要領第4のとおり、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)第3条に基づき事業実施計画承認申請書に事業実施計画書(実施要領 別

記第2号様式)を添えて局長等を経由して知事に提出する必要がある。

熊本県の説明では、計画書の提出時期は、交付金内示後の令和5年度に入ってからになるとのこと。

⑤ 交付金の交付申請の必要。

→ 出荷者は実施要領第5のとおり、熊本県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第3条及び要綱第6条に基づく交付金の申請をするときは、局長等を経由して知事に提出する必要がある。

熊本県の説明では、計画書の提出時期は、交付金内示後の令和5年度に入ってからになるとのこと。

⑤ 補助金交付関係

→ 熊本県の説明では、各事業実施主体から提出された事業計画概要書と林野庁から内示された予算額を勘案し、各事業実施主体への配分額を決定、通知することとなり、その時期は新年度の4月以降になるとのことであった。

以上